

「デジタル社会の本人確認に関する
アドバイザリーボード」の提言を受けて
第一弾取りまとめ 本編

2021年12月14日

デジタル社会の本人確認に関するアドバイザリーボード
株式会社TRUSTDOCK

eKYC、デジタルアイデンティティの未来を拓く

～ユーザーの不安に、透明性で応えていく～

株式会社TRUSTDOCK

フェイスブックを運営するアメリカの企業「メタ」が、フェイスブック上での顔認識システムを停止し、10億人以上のデータを削除することを発表するなど、プライバシーへの配慮が必要な情報を取り扱う事業者の動きが世界中で広がりつつあります。

メタは、「顔認識技術そのものは、将来的に詐欺やなりすましを防ぐための強力なツールになる」とした上で、「プライバシー、透明性、コントロールの確保」にも配慮していく方針を示しています。

データプライバシーへの配慮は、ESG投資を行う際の指標の一つにされており、国内外の企業の間で、今後一層重要性が増していくことが想定されます。

私たちTRUSTDOCKは、本人確認導入社数 No.1の評価をいただき、様々な分野の事業者の皆様がTRUSTDOCKのeKYCサービス業務をご利用いただいています。

事業者のユーザーの皆様が、金融サービスやシェアリングエコノミー、フリマアプリやマッチングアプリなどを利用する際に、私たちを認識することは多くありません。

しかし、私たちのようなeKYCサービス事業者は、そうしたユーザーの皆様が身分証情報や顔写真情報などの大切な個人情報をお預かりし、いわば黒子として日夜本人確認業務を行っております。

今夏、調査会社と共同で実施したeKYCに関するユーザーの意識調査では、回答者の約3分の2がeKYCに不安を感じており、その理由のトップに「提供先のデータの保管や活用への懸念」を挙げています。

eKYC手続のために提供した情報が、違う目的で利用されていたり、サービス利用終了後も事業者の中で永続的に保管され第三者に提供され続けているとすれば、ユーザーの皆様が不安は更に高まる懸念が懸念されます。

eKYCサービスの根幹は、個人情報の取扱いであると考えています。

私たちTRUSTDOCKは、身分証や顔写真などの大切な個人情報を取り扱う事業者として、

- ユーザー視点を欠かさないこと
- 透明性を確保すること

に一番の力点を置き、こだわり続けてきました。

見えない存在の黒子だからこそ、ユーザーの皆様との関係を引き続き何よりも大切にしていきたいです。

また、私たちは、eKYCやデジタルアイデンティティを社会インフラにするための山を登っています。新しい技術が広がる過程では、常に利用者の中で不安がつきまといまいます。

不透明な情報の取扱いは行わない、これが安心や信頼を得る唯一の方策です。

近年「情報銀行」など、個人の立場に立って、個人の同意に基づき、企業側が個人情報を利活用する取組が広がっています。

企業の委託を受け、企業側の立場に立つことの多いeKYCサービス事業者としては、企業とともに正面から利用目的や効果を伝え、データのオーナーである個人が、その提供後も、データを自らコントロールできる社会を築いていく必要があると考えます。

TRUSTDOCKは、グローバルカンパニーとしての成長も目指しています。

国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」(SDGs 16-9.)の中には、「2030年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。」とのゴールが挙げられています。個人にとって、法的な身分証明が提供される、いわば当たり前の環境が整備されていない人たちが世界にいます。

国内だけでなく、こうした国際的な課題の解決も重要なミッションと位置づけ、引き続き、アドバイザリーボードのメンバーのお知恵をいただきながら、eKYCやデジタルアイデンティティの未来を拓くために今後も山を登っていきます。

アドバイザーボードからの提言
(個人情報の取扱いについて)

デジタル社会の本人確認に関するアドバイザーボード

座長 石井 夏生利
庄司 昌彦
宮内 宏

1. はじめに

eKYCサービス事業者は、氏名、住所及び生年月日の基本3情報だけでなく、身分証や顔画像など多くの個人情報を取り扱うことで、本人確認サービスを提供している。

これらの個人情報は、本人確認を行うためには不可欠な情報であり、一部の事業者は、法令に基づき、本人の身分証や顔画像などの情報の提供を求めている。

本人確認について検討を行うに当たっては、事業者のみならず、ユーザーの側の視点を理解することも肝要である。TRUSTDOCKが行った「オンライン本人確認(eKYC)に関する利用動向調査」によると、身分証や顔画像など積極的に提供したくない情報を提供することへユーザーが煩わしさを感じ、事業者側の管理や活用について不安を抱いているとの調査結果が示されている。

こうしたユーザーの思い、また、取り扱っている個人情報の内容を踏まえると、eKYCサービス事業者は、個人情報の取扱いに当たって、法令遵守や技術的な対策に加え、他のサービス事業者以上にユーザーに丁寧な説明を行わなければならない主体であると考えられる。

サイバー空間での手続や取引、アクティビティが今後更に増加していく中、オンライン上での本人確認が必要なケースは確実に増えていくことが想定される。

しかしながら、本人確認については、行政手続きに関するガイドラインが国から示されているものの、民間事業者向けの標準的な国内ルール、eKYCサービス事業者のあり方を示す指針すら存在しない。

オンラインによる本人確認を信頼されるデジタル社会の基盤としていくためには、まず、核となる個人情報の取扱いについて、eKYCサービス事業者自ら一段高い意識をもって取組を進めていかなければならないと考える。

本人確認情報の取得時だけでなく、取得後の取扱いの透明性を高め、自社の利益のみを目的とするのではなく、新たな社会課題にも積極的に取り組んでいくeKYCサービス事業者を社会が必要としている。

同時に、先進的なeKYCサービス事業者が主導して、官民の多くの関係者と連携しつつ、ルール形成に向けた本格的な議論や検討を行っていかなければならない。

議論や検討を進めるに当たっては、グローバルな観点での規制動向にも着目しながら、新たな認証技術や公的な身分証を取り巻く環境の変化等について検討、推進を行うグループとも連携を図る必要がある。

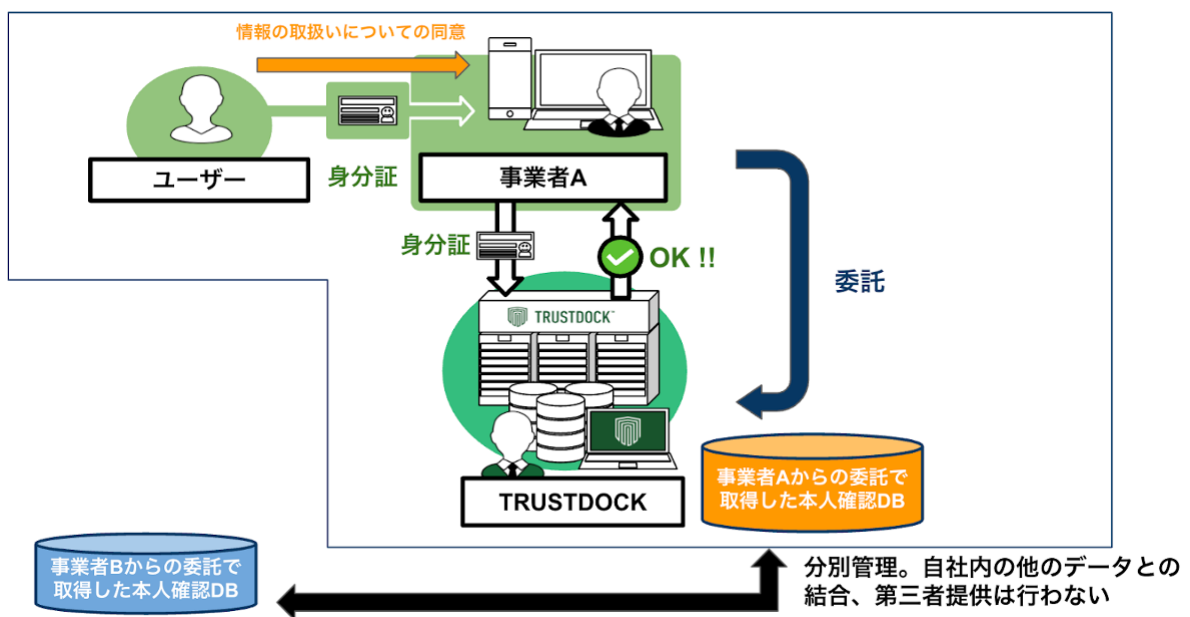
本アドバイザーボードの提言が、そうした取組や議論の契機の一つになることを願い、第一次取りまとめとして、個人情報の取扱いについて以下のとおり提言することとしたい。

2. 提言事項

(1) プライバシーポリシーにおける個人情報の取扱いの明確化

- 個人情報は、本人確認目的の範囲で取り扱い、最小限の情報のみ授受する
- 本人確認のために取得した個人情報は、保存期間を明確にし、保存期間が経過した場合は、原則として消去する
- 本人確認のために取得した個人情報については、リスクに応じた安全管理措置を講じる
- 本人又は代理人からの開示等の請求等の方法を明確に示し、適正かつ迅速に対応する
- 委託元から本人確認業務を受託して取得した個人情報は、委託契約の範囲内でのみ取り扱う
- 委託により取得した個人情報と本人から直接取得した情報が混在しないよう、分別管理を徹底する

【参考】受託業務におけるTRUSTDOCKの情報取り扱いフロー



(2) 個人情報の取扱いの透明性及びアカウントビリティの確保

- ISMSやプライバシーマーク等の認証を維持するとともに、PDCAサイクルや改善にも取り組み、これを積極的に公表する
- ユーザー視点に立ったプライバシーポリシーや利用規約の説明、発信（例えば、ポリシーの内容を動画にして説明する方法等）を行う
- eKYCサービス事業者の知見を活かし、ユーザー視点に立った開示等の請求等を推進する
- ユーザーが情報の取扱いに関する同意事項をコントロールできる環境を整備する

(3) 社会の変化を見据えた新たな課題への積極的な取組み

- ユーザーニーズの多様化に即した新たな本人確認スキームを提案する
- 既存の手法の保証レベルを再構成し、ユーザーの利便性の高い新たな手法を構築する
- データ連携等により、ユーザーに過度の負担をかけずに情報が更新される仕組みを提案する

以上

本資料は、TRUSTDOCKが信頼できると判断した情報をもとにTRUSTDOCKが細心の注意を払って作成・表示したのですが、TRUSTDOCKは本資料の内容および当該情報の正確性、完全性、的確性、信頼性等についていかなる保証をするものではありません。本資料の内容につきましては、利用者の判断に基づきご利用をお願いします。本資料の利用によって何らかの損害(直接損害・間接損害とを問いません)が発生した場合でも、TRUSTDOCKは一切の責任を負いません。

本資料に記載された内容は、本資料作成時点におけるものであり、予告なく変更される場合があります。ただし、TRUSTDOCKは本資料を更新する義務を負うものではありません。

本資料の内容に関する一切の権利は、当社又は当社にライセンスを行った権利者に帰属するものです。本資料のいかなる部分についても、TRUSTDOCKから事前に同意を得ることなく、複製、翻訳、変造等を行い、あるいは転載、送信、放送、配布等により第三者に伝達することを禁じます。

TRUSTDOCKは、本資料が電子的に配布された場合に、利用者がコンピュータウイルスなど有害なプログラム等による損害を受けないことについて保証をするものではありません。また、TRUSTDOCKは、本資料が電子的に配布されることで生じる本資料の内容の誤り、欠落等に対する一切の責任を負いません。